

2014年5月13日

中華人民共和国 国家工商行政管理総局 御中

一般社団法人日本知的財産協会
アジア戦略プロジェクト
常務理事 別所 弘和

馳名商標の認定と保護に関する規定（修訂意見募集稿）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記馳名商標の認定と保護に関する規定（修訂意見募集稿）について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

記

1. 意見募集稿第二条 馳名商標の定義について

意見募集稿第二条では、馳名商標は「中国において（在中国）関係公衆に熟知された商標」と定義づけられています。この定義を「中国の関係公衆に熟知された商標」と修正頂くことを希望します。

インターネットが発達し、海外交流が盛んな現代においては、海外で著名な商標を中国関連公衆が認知し、当該商標を付した商品をインターネット取引を通じて購入することは非常に簡単にできるようになっています。例えばこのような著名商標が本来の権利者とは別の者によって商品等に用いられた結果、中国でも外国著名商標商品が販売開始されたとの誤認混同により直接的な損害を被るのは第一に中国の需要者です。例えば、品質の低い商品であると、健康問題などにも繋がる可能性があります。

商標を信頼して購入する需要者を保護するためにも馳名商標の対象は、中国においてだけでなく、海外で熟知された商標も含まれるべきと考えます。

2. 意見募集稿第十条 証拠資料について

現行規定の第三条第一款（四）では商標が馳名であることの証拠資料として「その他の国又は地域における馳名認定資料」も規定されていました。一方、該規定に対応する意見募集稿第十条ではこの記載が削除されています。中国外での馳名性認定も中国での馳名認定の材料として採用されるべきと思いますので、現行規定の第三条第一款（四）と同等の記載を残していただくことを希望します。

3. 意見募集稿第十二条 立案の報告時期について

現行規定の第六条で「当事者の請求を受領した日より 15 日」と設定されているものに対して、意見募集稿第十二条では、「立案日から 30 日以内に事件の稟議、事件資料の副本を併せて上級の交渉行政管理部門に届ける」との規定がされています。しかしながら立案まで長期間を要する場合もあり、その間侵害行為を差し止められないこととなります。

「立案日から 30 日以内」ではなく、「当事者が提出した請求書類、証拠資料を受領した日から 30 日以内」と修正頂くことを希望します。

4. 意見募集稿第十二条、第十三条、第十五条

第十二条末文には「審査を経て規定を満たす場合、上級の工商行政管理部門に届け出て、当事者に事件受理通知書を発行する。」とあり、第十三条末文には「審議を経て規定を満たさない場合、関連する資料を基の立案機関に返却し、関連する規定により直ちに処理する。」とあり、第十五条末文には「商標局は、事件の稟議を届出た関連する省（自治区、直轄市）工商行政管理部門に直ちに認定・返答を行う。」という規定がなされています。しかしながら、これらの規定は全体的に見ると処理を行う主体が不明確であり、馳名認定プロセスを非常に解りづらいものにしています。

例えば、第十二条は「審査を経て規定を満たさない場合、関連する規定に従って申立人に審査結果を通知する。」との規定を追加し、第十三条は「審議を経て規定を満たさない場合、関連する資料を基の立案機関に返却し、元の立案機関は関連する規定に従って申立人に審査結果を通知する。」旨の規定とした上で、「審査を経て規定を満たす場合、元の立案機関を通じて、申立人に審査結果を通知する。」旨の規定を追加し、また第十五条は「商標局は、事件の稟議を届出た関連する省（自治区、直轄市）工商行政管理部門に直ちに認定・返答を行い、それを受けた省（自治区、直轄市）工商行政管理部門は、関連する規定に従って申立人に馳名認定の該否決定を伝達する。」のように修正していただくことを希望します。

なお、本規定で意図する審理プロセスが上記の理解と異なるのであれば、企図しているプロセス、特に処理を行う主体が明確に理解できるよう具体的に規定して頂くことを希望

します。

5. 意見募集稿第十五条

第十五条の冒頭に「馳名商標の認定と保護に関わる」という記載を追加頂くことを希望します。

異議申立、再審請求、無効宣告案件の審査期限は改正商標法で規定されており、あえてここで規定するのであれば、「馳名商標の認定と保護に関わる」案件という限定を入れた方が明確になると考えます。

6. 意見募集稿第十五条

意見募集稿第十五条の「直ちに（及時）」を「省（自治区、管轄市）工商行政管理部門が報告送付した報告資料を受理した日から15日以内に行わなければならない」に修正し、商標違法摘発案件の馳名商標の認定申請への回答期限について明確にさせていただくことを希望します。

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：nishio@jipa.or.jp